〔 交付申請時の注意事項 〕

「福井市道路除排雪機械整備費補助金」の交付申請をする場合は、次の点に注意してください。

１．申請時の注意事項

○この補助金は、交付申請を受け、交付決定を受けた業者様に対し、予算の範囲内で交付されるものです。交付決定を受ける前に購入（契約）することはできません。

○補助金の申請には申請書のほかに必要な書類が複数あります。必要書類については申請書、または、補助要綱第６条に記載してあります。様式及び要綱等については市のホームページに掲載してあります

○申請期間は４月１日～１５日です。申請期限以降の申請は一切お受けすることができません。

２．申請内容の審査及び選定について

○ご提出いただいた申請書及びその他の書類の内容について、適正かつ妥当であるかの審査をします。申請内容に虚偽があった場合、申請の受付を取り消すことがあります。

○申請された補助金が予算の範囲を超える場合、交付業者の選定を行います。選定については購入機械が新車かどうかや過去の除雪業務の協力度合い、更新対象機械の老朽度合いなどを総合的に考慮して選定します。

○交付決定された後、変更できる申請内容は、軽微な変更のみとなります。やむなく変更する場合は、事前に建設部道路課までご連絡ください。

３．補助金の対象となる機械について

○購入される機械には補助金が交付されたことを示す管理番号の表記、また、道路維持作業用自動車であることを示す黄色回転灯の装着が義務付けられます。

○補助金の交付は、購入金額全額を支払った上で除雪機械の配備が確認された後、事務手続きを経て交付されます。

○購入される機械は、原則として、交付されたその年度から除雪業務委託に使用していただきます。機械の配備が除雪業務契約期間の始期に間に合わない場合は、代車等を確保していただく必要があります。また、遅くとも令和８年３月末までに完了実績報告書を提出していただく必要がありますので、交付申請時には、機械の車検登録、納品、支払が令和７年度中に可能かどうか、充分に確認を行ってください。間に合わない場合、交付決定を取り消すことがあります。

４．その他の事項について

○本補助金についての詳細は要綱に記載されていますので、申請前に一読してください。要綱は道路課ホームページからダウンロードできます。

○その他、ご不明な点がありましたら建設部道路課（℡：0776-20-5560）までご連絡ください。